

県職員の給与等の報告・勧告に当たって

愛媛県人事委員会委員長談話

(平成20年10月9日)

- 1 本日、人事委員会は、県議会議長及び知事に対し、県職員の給与等について報告し、併せてその改定について勧告しました。

本年は、県職員の月例給が県内の民間従業員の月例給をわずかに上回っているものの、その較差は極めて小さなものであるため、基本給の改定を見送ることとしました。また、特別給についても、同様に、公民水準がおおむね均衡していることから、改定を行わず、現行の支給月数どおりとすることとしました。

なお、その他、職員の通勤実態等に配慮した通勤手当の改善について報告・勧告しています。

- 2 県職員の給与が人事委員会勧告に基づいて適切に決定されることは、適正な給与水準を保障し、県内各地で県民生活の安定・向上、生命・財産の安全確保等の職務に精励している職員の努力や成果に的確に報いるとともに、行政運営の安定に寄与するものと確信しております。

県職員の皆さん方にあっては、改めて、全体の奉仕者としての使命を自覚し、県民の公務に寄せる期待と要請にこたえるよう、一層職務に精励されることを望みます。

- 3 県民各位におかれては、人事委員会が行う勧告の意義と県職員が各部門において県民福祉の向上に努めている実情について、深いご理解をいただきたいと思います。